

# 懇話会 報告

片山徒有 被害者と  
司法を考える会

## 自己紹介

1997年11月28日に起きたひき逃げ死亡事故

事故から20日後に不起訴処分

検察は不起訴処分の説明を拒否

24万人の署名活動の結果再捜査するが？

一部の検察官とは信頼できるようになった

被害者等通知制度ができた

多くの矯正施設で更生教育と職員研修に関わっている

多くの被害者支援と並行して仮釈放になった人達の更生支援も行っている

死刑執行について定期的に包括的情報公開請求を行った

# 死刑制度 について の意見

- 被害者・遺族の意見も多様であり死刑適用については丁寧な聞き取りの上参考程度に留めてほしい
- 刑事裁判は地域社会と罪を問われている被告人の為にあると考える。そこに被害者感情を交えて論じるのは無理がある
- 遺族が死刑制度の答えを求めて応報感情を過剰に刺激されるのは被害回復の為にも弊害が多い
- 犯罪者とはいえ人の生命を強制的に奪い去る行為は許容できない
- 改善更生の可能性を信じる為に死刑は廃止すべきと考える

2



## 被害者支援について の整理

- 被害賠償については国が立て替えあるいは給付
- 早期援助団体と警察の関わりから一部の被害者から捜査と支援を別の省庁にして欲しいという意見がある。→被害者庁新設には賛成
- 実質的な問題共有と回復は自助団体が担っている
- 遺族の考え方は多様。関係性、属性、事件の内容によっても異なるので一概ではない
- 世間では「悲しい」「辛い」「許せない」しか伝わらない

3

2 / 8

## ある被害者団体での思い出

- 刑事訴訟法475条を根拠に6ヶ月以内の死刑執行要望を提案→幹事複数名が反対→取り下げ
- 応報感情の強い幹事が多かったがこの議題が出るまでは相互に話ができる平和な団体であった
- 遺族の中には「被害当事者は死刑という残酷な刑罰を望む子ではなかった」という人もいた
- 遺族にも「死刑などを口にしたくない」という人もいた
- 加害者を「この手で殺してやりたい」という発言をした遺族は自身の言葉の重みに耐えていた。最後の記者会見では「この裁判で勝者はいない」とも述べた。

4

## 改善を求められる被害者環境

事件から捜査段階、公判で聞かれるのは被害「感情」中心



捜査段階で悲しみを問われることはあるが死刑についての説明を受けることはない



死刑執行にあたり改めて遺族の話聞くこともない



遺族の範囲認定も時代で変化しており複雑な為遺族全員から話を聞くことはない

5

3 / 8

## 死刑事件 を切り捨て てないで

---

犯罪被害者等基本法の理念に反し死刑確定後  
多くの支援策が対象外となる

---

犯罪被害者等通知制度

---

加害者処遇状況通知制度

---

矯正段階における被害者等の聴取心情伝達制  
度

---

仮釈放における意見の聴取

---

矯正内での一般改善指導や特別改善指導も対  
象外、拘禁刑になっても教育対象外

6

## 被害者にも長期支援を

- 警察、検察を経て刑事裁判での被害者支援はあるが司法手続きが終了後の支援策は乏しい
- 早期支援団体はそれぞれに自助団体を持っており被害者同士で支え合っているのが現状
- 裁判の判決の「受け止め」もこれまでは十分に時間をかけて行ってこなかった
- 裁判で長期経過した事件の被害者心情もこれまで語られることは乏しかったが袴田事件の再審で検察は被害者心情を持ち出して有罪主張を行っている。
- 真相を知りたい、心からの謝罪が欲しいのに死刑執行されるとその道は閉ざされる。悲しみを遺族だけで抱えなければならなくなる。この段階で死刑反対と口に出せる人はいなくなる諦めの境地

7

4 / 8

# 被害者（死刑事件）事例 Aさん

- 1980年年代に起きた事件
- 被害者2名 強盗殺人で2000年代に死刑確定
- メディアを通じてご遺族から相談
- ある日突然死刑判決報道が出たことについての疑問
- それまでに全ての公判を傍聴してきた
- 検察側の立証に疑問を感じた
- 自ら事件について調べてみた結果有罪立証におかしな点を見つけた
- 死刑判決はおかしいのではないかと考えた結果メディアを通じて私を紹介して欲しいと頼まれた

8

## 遺族の疑問

- どうしてこれまで傍聴を続けていたのに判決確定の知らせがなかったのか
- 検察官の立証の一部について疑問があったこと
- ご自身で証拠を確認する作業を続けたこと
- 裁判が確定すると遺族には何もすることがないこと
- それでも行ったこと
- 現場保存
- 地域社会との関係
- 検察側証人と会いに行ったこと

9

5 / 8

## 被害者（死刑事件）事例 Bさん

- 東京から遠く離れた地域での事件　メディアを通じて相談依頼
- 2000年代に発生、刑事裁判は国内、中国でそれぞれ行われ判決が確定
- 被害者4名
- 相談時はまだ捜査中。死刑判決は出ていない
- 事件が特殊であった為に情報も乏しく事件の動機に疑問を感じていた
- 地域性や被害者の置かれた特殊な状況が背景にあるのではないかと感じていた
- 遺族として逮捕された容疑者以外に主犯がいるのではないかと考え捜査についての要望を出したいという希望→警察、外務省に要望
- その後中国、日本でそれぞれ裁判が行われて二人死刑が確定して執行もされた
- この間に遺族に主犯は他にいる証拠がある、加害者側から慰謝料を預かっていると告げた人が現れてご遺族は混乱した

10

## 被害者（死刑事件）事例 Cさん

- 1990年台に起きた事件
- 被害者複数名　死刑確定・執行者多数　無期、有期懲役者多数
- ご遺族とは何度も出版の面談や大学の研究テーマでヒアリング経験あり
- 捜査時にも極刑を望む発言はしていない
- 死刑執行のおり「悲しい」「残念」と語っている
- 多くのメディアで死刑に懐疑的な発言をされていた
- 裁判員制度導入時の市民活動でご一緒した経験あり
- 偶然、この事件で私が加害者の特別改善指導に関わる

## 死刑事件と遺族心情

- 亡くなった被害当事者の心情を踏まえて相応の刑罰を
- 遺族には権利としての意見主張がある
- 死刑制度がある以上、それ以外の選択肢は想定できない
- 法律で処罰対象となる範囲以上の答えを求める（原因、理由）
- 悲しみは消えることはない

- 亡くなった被害当事者の心情を思い起こして応報主義には踏みとどまるケース
- 刑事裁判では遺族の知りたいことが必ずしも含まれていない
- 遺族の立ち直りにはそれぞれの道がある
- 本当のことを知りたい

12

## 情報が足りない

- 死刑に関わった人の心情
  - 死刑に関わると決めた人の心情
- 死刑執行プロセスの情報公開を
- 国民的議論とは何か
  - 被害者関係立法の適用範囲拡大
  - 教育範囲を死刑囚にも拡大
  - 死刑があるからかえって苦しむ被害者の現状

13

# 死刑廃止に向けての提案

- 死刑囚にも特別改善指導などの教育プログラムを実施する
- 一定の期間を経て教育の効果検証を行う
- 改善更生の見込みが立つ死刑囚は無期刑に減刑する
- この間は死刑執行を停止する
- 効果検証の検討会には遺族も加わり裁判後の心情を聞き取る
- 改善更生の見込みがないと判断された死刑囚にも矯正・保護双方で行う一般改善指導を含む新たな更生・保護プログラムを実施して更生の機会を設け再度効果検証を行う
- この間も死刑執行は停止する